

サービス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）その他閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 閲覧所は、建設交通部建築住宅課とする。

(閲覧の時間)

第3条 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧所の定休日)

第4条 閲覧所の定休日は、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(閲覧所以外への持ち出しの禁止)

第5条 登録簿は、閲覧所の外に持ち出すことができない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 次のいずれかに該当する者については、その閲覧を停止し、又は禁止することがある。

- 1 この規程に違反し、又は職員の指示に従わない者
- 2 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者
- 3 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附 則

- 1 この規程は、平成23年10月20日から施行する。
- 2 高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則（平成22年秋田県告示第162号）は、廃止する。